

職能・資格制度委員会

内野輝明委員長

登録建築家を会員に正しく理解していただくために

前号から始まった新委員長インタビューの2回目は、職能・資格制度委員会の委員長とJIA災害対策会議の議長を兼務する、四国支部徳島地域会の内野輝明さんにお話をうかがいます。

登録建築家資格に関わるいくつかの委員会

—この職能・資格制度委員会はいつごろできて、どのような組織体なのでしょう。

内野●資格制度そのものが実際に始まったのは2003年、初回認定が2004年です。私はこの資格制度そのものをJIA外にもオープン化するか、しないかという議論がなされていた頃に入りました。それが2008～2009年あたりで、その当時は出江寛JIA会長のもと、四国支部長の野々瀬徹さんが資格制度の担当副会長をされていました。野々瀬さんに一緒にやらないかと誘われて何も分からないところから委員会に出席することになりました。Web会議もその頃始まりました。そこで一緒に出席して議事録を取るなどの雑用をしてきたところから私の資格制度への関わりは始まっています。

JIAには建築家認定評議会というものがあ、これは登録建築家資格を取得する建築家を認定する会議です。各支部での実務委員会での手続きを経て認定評議会に上げて認定してもらう仕組みです。もう1つ建築家資格制度実務委員会というものがあ、これは認定評議会をサポートするための委員会です。そこでは実務的なことをコントロールしたり、不都合があれば規則や細則を直していったり、新規登録を呼びかけたり、登録を外れてしまった方々へは再登録のお願いをしたりしています。

私が委員長を務める職能・資格制度委員会は、大本の資格制度そのもののあり方を考えるところです。最近改めて問題となっているのが専業と兼業の話です。JIAは設計・監理を専業としている人のための会であり、その中で登録建築家をつくりましたが、果たして専業でいいのか、兼業でもいいのではないかと2008～2010年頃にはよく議論されていました。そもそも専業でなければならないという理由は、JIAが加盟するUIA(国際建築家連合)の中で合意されている建築家のあり方が、基本的に施主と自分たちとの間に利益相反が起らないことが前提になっていることにあります。それを正確にやろうとすると建築家としての業務遂行は専業に限定するしかない、オープン化は、JIA会員でなくても、その条件を満たす個人を建築家として認定するところまでに留まります。けれどもスーパーゼネコンの中の建築家も同じ建築家であり、その方には登録建築家になっていただいてもいいのではないかという意見もあります。もちろんその方がスーパーゼネコンの所属でなくなれば登録していただけるのですが、所属がスーパーゼネコンである限りは登録建築家として認定はできても登録はできないという仕組みになっています。例えば私があるゼネコンの設計部に転職して仕事をするのであれば、その瞬間から登録建築家としての認定は残りますが登録からは外れることになります。つ

まり登録建築家のホームページからは名前も顔も消える。またいつか独立し直すと復活するわけです。このように説明すると分かっていたかと思いますが、理解していただけない方が理事の方の中にも多くいらっしゃいます。

—職能・資格制度委員会では、他にどのような活動をしているのでしょうか。

内野●いかにしてこの登録建築家制度を皆さんに知っていただく、より多くのJIA会員に登録建築家になっていただくかということです。登録建築家は既に可能な限りのオープン化はなされていて、JIAの会員でなくてもなれます。ちなみに私の属する徳島建築士会の大先輩も登録建築家になられています。今まで対外的な広報があまり十分ではなかったのを、それをどのように広げていけばいいのかも議論していますが、それよりもまずはJIAの会員全員になっていただくのが先ではないかという意見ももちろんあり、非常に難しい問題です。そこが登録建築家として理解されにくいところであり、そこをいかに解決するかが大命題です。

そもそも日本の建築設計者の資格は国交省が定める一級建築士しかありません。一級建築士とは技術者のための建築基準法を最低限守ることを義務とした職能を持った人のことです。そこにはまちづくりやまち並み、地域の歴史に責任を取りながら、社会的に価値のあるものをつくり守っていく、より良いまちにしようということは一切書かれていません。西洋的な考えだとそれらが建築家の大きな職能であるとされていて、それをいかに制度化するかが登録建築家のそもそものスタートです。

旧日本建築家協会(JAA)と日本建築設計監理協会が二合一しましたが、それは世界的な建築家の基準があるUIAの傘下に入るためだったのです。1987年に丹下健三さんが会長になられて、今のJIAの前身新日本建築家協会が興りました。丹下さんが掲げた2本柱が「建築家の職能を持ったものを糾合する」「社会的に我々の職能を周知する」であり、団体をつくることでちゃんと声を上げられるようにすることでした。つまり職能資格をつくることは、そもそもJIAの設立意義の2本柱のうちの1本なのです。それで1991年以降、EUに学びに行ったり、各国の資格制度を学びに何名かの方たちが数回にわたって渡欧され、話を聞いて来られて、徐々に形ができていきました。このあたりは『JIA MAGAZINE』368号、369号の「あらためて登録建築家を考える(上)(下)」をお読みいただきたいです。

—例えば日本で一級建築士という国家資格がある上に、もう1つ登録建築家という制度ができた場合、そのように2つの資格をもっている国は他にあるのでしょうか。

内野●基本的に他の国は建築家という制度しかもっていないと思います。日本では棟梁が、いわゆるアーキテクトだったの



内野輝明 (うちのてるあき) 建築家

1963年 徳島県生まれ 1986年 大阪工業大学卒業
1986～90年 山本西原建築設計事務所
1990～91年 海外視察
1991～92年 旭淵建築設計室
1992～99年 高崎正治都市建築設計事務所
1999年独立 有限会社 内野設計 代表

建築作品：LANDHUIS in Sakawa/木舎 など
とくしま木造建築学校運営協議会会長
徳島県建築士事務所協会副会長

でしょうが、今でも社寺仏閣の建設を主に仕事にされている方々は、仕事を受けて設計して、材料を集めてつくっていく中で、施主との間で出来高でお金をもらうという信用と技術を確立されていると思います。そのように施主に信頼を置きながら、自分の職能を十分に発揮してそれに対して報酬をもらう棟梁的なやり方が、日本の場合はアーキテクトだったのでしょうか。そこにコンドルなどが西洋的な考え方を持ち込んで建築が始まり、その時点で建築家もしくはアーキテクトという資格ができれば良かったのですが……。昭和20年代に建築士法ができた時には、戦後、国民の最低限度の住まいを可及的速やかに確保するという視点からできたという背景もあり、単なる技術的側面だけが認定の対象になってしまい、それはとても残念なことでした。

—いま建築家という職能を制度的に確立できたとして、この委員会は、一級建築士という資格を建築家の能力も含めて測れるようにするべきだと考えているのか、それとも一級建築士とは別にもう1つ別の資格をつくるべきだと考えているのか、どちらなのでしょう。

内野●目標としては建築士法改正によって建築家という職能が認定されるのがいちばんいいのですが、そのためにひな型的なものの運営を始めておこうということです。法律は社会的要請がなければ成立し得ないものだと思いますから、JIAのメンバーが登録建築家になっておいて、建築家という職能を認識して求められる世の中になってきたらJIAの登録建築家制度がそのまま建築家法のひな型になればいいと考えています。

Zoomセミナーで周知を図る

—具体的にはどのように活動されているのでしょうか。

内野●この委員会はある程度の知識がないと議論に参加できないところがどうしてもありますから、各支部に1人というようなことではなく、これまでに委員だった方がその次の方を推薦する形で継続しています。これにはいい面とそうでない面がありますが、委員の方々は私よりも先輩の方が多いです。

—年に何回か対面で議論されているのでしょうか。

内野●基本的には月1回か2か月に1回というペースで、Web会議がベースです。これまでは年に1回の全国大会や3月の認定評議会時には全員集合していました。ただ、経営的に赤字に陥ることをできるだけ回避するために対面の会議は減らしていかっています。Zoomが使いやすくなってきて、対面する必要がだいぶ減ってきているような気がしています。これまで職能・資格制度委員会の委員長は関東甲信越支部の方ばかりでしたが、徳島にいる私がいま委員長をしていますし、建築家資格制度実務委員会の委員長も北海道支部というように、とくに関東にいる必要もなくなっています。また今までのように東京の本部の会議室で何人か集まって開催すると地方でのWeb会議参加者は置いてきぼりになるのが常でしたが、Zoom会議

では画面に1人が1マス、全員が対等な感じになる点が非常にいいと思います。皆がフラットに意見を言う機会もちゃんと与えられますから自覚も上がるでしょうし、会議そのものの運営が楽で、効率的になったと感じています。

—認定評議会ではだいたい年にどのくらいの人数を認定しているのでしょうか。認定は年に1回なのでしょう。

内野●年に1回です。当初は年に2回認定評議会を行っていて、登録建築家になる機会が年に2回あったのです。それが途中からいろいろなことで年に1回になったために、毎年何名と明確に言えませんが、現在約1,800人弱ですから多い年で7～800人ですね。ただ、これは更新の数で、新規は数十名です。

—更新の場合にはどのような認定をするのでしょうか。

内野●更新は基本的にCPDが3年間で36単位以上取れているかどうかです。JIAで我々が企画する講演会でも、建築技術教育普及センターの方でCPDを付けてもらうことができるものもあります。1時間の講義で1点という単位ですが、全国大会に参加すると1日当たりで付きますので、全国大会に参加するのは大きいです。

—委員会の将来的な見通しを聞かせてください。

内野●昨年の理事勉強会以降、大阪で近畿支部のセミナーを開いていただいて、理事勉強会と同様の説明をした上で討論会をしました。その後、2月に四国でもやりまして今年の5～6月に各支部を回り、同様の会を10支部で実施する予定にしていますが、新型コロナウイルスで流れてしまっていて……。やはり委員長になっていろいろな方と話をするたびに、皆さん登録建築家について理解されていないことに気がつき、まずは分かっていたことがいちばんの目的です。

資格制度委員会の中でもまさにこのZoomを使って、支部の有志、何人かの方々に2、30人でもいいですからZoomに出ていただいて、最初私が30分ほどレクチャーをさせていただき、この制度が向かって行こうとしている方向のお話をしたり、皆さんから疑問を聞いたりする回数を重ねていこうとしています。東海支部で12月に予定されているので、他支部に届けたいと思います。仕組みそのものが難しいということがあって、我々もどうしても分かっている者だけで話をしてしまい、内にこもる傾向があります。それは大いに反省しているところとして、できるだけ広く分かってもらいながら議論をするようにしていきたいと思っています。

—コンペなどの提出資格要件に登録建築家があると、皆強く関心を持つ気がしますが……。

内野●北海道ではプロポーザルの加要素になったりしています。また岐阜・岐南町のコンペや鹿児島・鹿屋市のプロポーザルなど、既に登録建築家が参加資格の代替要件になっている場合もあります。この運動をもっとしていかないといいけません。—ありがとうございました。